

第16回釧路地方裁判所地方裁判所委員会及び第15回
釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会合同開催議事概要

1 開催日時

平成20年11月7日(金)午前10時から午後零時まで

2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

ア 地方裁判所委員会委員

今井 宏 (北海道新聞社釧路支社)
浦田 満 (釧路市漁業協同組合)
小野塚 聡 (釧路弁護士会)
菊池 憲久 (釧路地方裁判所)
小瀬 泰 (阿寒農業協同組合)
齋藤 隆 (釧路地方裁判所)
名塚 昭 (釧路市役所)
長谷川 涉 (社団法人北海道建築設計事務所協会釧路支部)
宮下 榎子 (釧路市女性団体協議会)
向井 壯 (釧路地方検察庁)
八木 修一 (釧路市教育委員会)

イ 家庭裁判所委員会委員

浅利 祐一 (国立大学法人北海道教育大学教育学部釧路校)
天内 文夫 (釧路市民生委員児童委員協議会)
伊藤 利晴 (釧路町役場)
井上 利秋 (日本放送協会釧路放送局)
齋藤 隆 (釧路家庭裁判所)
佐藤 正信 (釧路家庭裁判所)
多田 みゆき (釧路市女性団体連絡協議会)
西村 毅 (釧路市連合町内会)
向井 壯 (釧路地方検察庁)

(2) 欠席委員

ア 地方裁判所委員会委員

佐渡正幸 (釧路司法書士会) 高橋 滋 (釧路商工会議所)

イ 家庭裁判所委員会委員

稲澤 優 (釧路弁護士会) 小野信一 (釧根社会福祉士会)
小林久美 (釧路市役所) 辻 信幸 (釧路公立大学)

(3) 裁判所(説明者)

福岡正美 (釧路地方裁判所事務局長), 工藤克則 (釧路家庭裁判所事務局長)

- 長沼省三（釧路地方裁判所刑事首席書記官）
- (4) 庶務
小林 司（釧路地方裁判所総務課長）
笠井弘行（釧路家庭裁判所総務課課長補佐）
松村美紀（釧路地方裁判所総務課庶務係長）

4 議題

「裁判員裁判における辞退事由等について」

5 議事概要

- (1) 齋藤隆委員長あいさつ
- (2) 家庭裁判所委員会委員の新委員紹介

出席委員中，新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された浅利祐一委員（国立大学法人北海道教育大学教育学部釧路校），天内文夫委員（釧路市民生委員児童委員協議会），伊藤利晴委員（釧路町役場）及び多田みゆき委員（釧路市女性団体連絡協議会）が委員長から紹介された。

- (3) 質疑応答及び意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

- (4) 報告

次のとおり，委員会庶務から報告があった。

ア 遠軽町及び釧路市で実施した上映会におけるアンケート結果について

イ 前回地方裁判所委員会からの指摘を踏まえた，評議室の裁判員裁判用の椅子の整備について

- (5) 次回開催日時及び議題

ア 地方裁判所委員会

平成21年2月12日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

議題「昨今の経済動向と裁判所 - 担保不動産競売手続を中心に - 」

イ 家庭裁判所委員会

平成21年2月13日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

議題「少年審判手続における被害者配慮制度について」

(別紙)

質疑応答及び意見交換における発言の要旨

委員長：平成21年5月21日から裁判員制度が実施される。この実施に向けて、本年11月28日、最高裁判所が、裁判員候補者名簿に登録された人(以下「名簿登録者」という。)に対し、名簿記載通知を発送する。釧路地方裁判所(以下「当庁」という。)管内における名簿登録者は1200人である。現在、当庁では、名簿登録者からの問い合わせに対応するための準備を進めている。

当庁においては、これまでも、庁舎施設の整備、裁判員裁判に参加しやすい環境作りについて準備を進めてきたが、更に充実を図りたいと考えている。そのため、当庁管内地域の特徴や実情をよく知っている両委員会委員の意見を参考にしたいと考え、本日、地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会を合同開催した。

1 委員から事前に提出された意見等についての紹介及び協議

委員長：事前に委員から、当裁判所の管轄地域は全国一の広さがあり、公共交通機関の便が良くないことから、裁判員を辞退する上での「一定のやむを得ない事由」に「住所、居所が遠隔地にあり、裁判所に行くことが著しく困難である」等の項目を入れるか、規定の柔軟な運用を求めたい、旅費、日当について改善が必要である、裁判員制度の辞退事由や旅費については、法律や政令で定められているが、釧路でどの範囲までローカルルールを制定できるのか教えてほしい、という意見や質問が事前に提出されているので、それについて議論をしていきたい。

委員:(補足説明)

当庁管内は非常に広く、高速道路もなく、公共交通機関が発達してい

ない。例えば，10月のニュース番組において，記者が遠軽町から釧路市までバスを乗り継いで移動する様子が放映されたが，片道5時間の所要時間がかかっていた。

裁判員制度の諸規定は交通機関の発達した大都市や面積の狭い都府県には適用できても，当庁管内において，一律に適用することに無理があるように感じる。

そこで，「住所・居所が遠隔地にあり，裁判所に行くことが著しく困難であること」を辞退事由として規定するか，又は，辞退事由の判断について，柔軟な運用をすることができないものか。

次に，旅費について，資料を見ると，鉄道利用を前提としているが，当庁管内において，鉄道は2，3時間に1本しか走っていないのが現状である。また，バス，タクシー，自家用車（以下「車」という。）を利用した場合，1キロメートル当たり37円で計算した金額しか支払われないが，これは実情に合わない。

そして，日当について，アンケート結果によると，裁判員裁判に参加するための障害となる事由として，60パーセント以上の人が仕事の都合を挙げているのに，1日当たり1万円の日当では安すぎる。交通事情により，前日に出発する人や帰宅が翌日になる人の割合もかなり高いことも認識してもらいたい。旅費や日当が実情に合わないと，裁判員候補者（以下「候補者」という。）が出頭せず，制度が機能しなくなるおそれがある。

委員長： 最初に，遠隔地から当庁に出頭する人に対し，どのような配慮が必要かについて意見交換をお願いしたい。

当庁管内は，釧路市を中心とする釧路地区，帯広市を中心とする十勝地区，北見市を中心とする北網地区で人口がおおよそ3分割されているため，他庁と比較すると，出頭に時間がかかる人の割合が多いと言える。

委員： 遠隔地といっても、例えば、遠軽町の場合、まだ交通の便があるからよいが、それより更に遠い湧別町などは、遠軽町まで行くための時間もかかる。バスの本数も少なく、移動だけで1日いっぱい必要な場所もある。そのような実情を踏まえた配慮をしてほしい。

委員： 距離だけの問題ではなく、季節の問題もある。冬は、悪天候により、交通機関が動かなくなる場合もあるし、夏と比較すると、移動に時間がかかる。

委員長： 一般的に、負担を感じない移動時間はどのくらいか。

委員： 年齢にもよるが、私が車を運転して出頭する場合、3時間が限界である。若い頃は3、4時間運転しても平気だったが、60歳を過ぎると、2時間以上の運転を辛く感じるようになった。

委員長： 当庁のアンケート調査において、車で来庁すると回答した人は何パーセントいるのか。

説明者： 約70パーセントである。

委員長： それ以外の人がJRや都市間バスなどの公共交通機関を利用することを考えていることになるが、先ほど遠軽町から釧路市までバスを乗り継いで5時間かかるという話があった。5時間なら、国民の義務なので我慢しなければならないと考えるのか、5時間は長いから、配慮してもよいと考えるか、ご意見を伺いたい。

委員： 5時間といっても、その前段階として、朝早く起きて、出頭するための準備をして、バス停に行く時間もかかることを考えると辛いと思う。当庁において、そのような遠隔地に居住している人が辞退できるようなローカルルールを作ることができるのか。

委員長： 遠隔地に居住していること、出頭に時間を要することについて、法律上、辞退事由との関係でどう考えられているのか、当庁ではどのような運用をしようと考えているのかについて、裁判所から説明をしてほしい。

説明者： 辞退事由は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）16条で定められているが、この中に遠隔地に関連する辞退事由は存在せず、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令」（以下「辞退事由政令」という。）に「住所又は居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に出頭することが困難であること。」という規定がある。この「遠隔地」というのは、管轄区域外の地域を指しており、たとえ、移動に長時間要するとしても、当庁管内の市町村については、政令で定められた遠隔地に該当しないこととなる。

委員長： 運用面ではどのような点を考慮することになるのか。

委員： 出頭に長時間を要し、宿泊が必要となるような候補者については、裁判員としての職務従事期間よりも制約を受ける日数が多く、数日間連泊することが身体的にも精神的にも相当の負担となることは十分承知している。したがって、そのような人から辞退の申立てがされた場合、仕事上の都合又は生活上の支障といった辞退事由と合わせて考慮した上、辞退事由政令6号の「自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当な事由がある」場合に該当するとして、柔軟に辞退を認める運用を図っていくことを現時点では考えている。

委員： 裁判員等選任手続期日（以下「選任手続」という。）は午前中に行われるのか。

説明者： 当庁では、広大な管轄区域を勘案して午後1時15分から開始する準備を進めている。

委員： 開始時間を遅くすることで、拘束される日数が増えるのではないか。釧路市内に住んでいる人にとっては、9時から開始の上、手続を凝縮して日数を減らしてもらった方が良いと思う。

委員： 選任手続には、何十人かの候補者が出頭する。その中から裁判員6人、補充裁判員数人を選任して、残りは不選任となる。現在、不選任となった候補者が即日帰宅することができるように、選任手続をできるだけ迅速に行うことを検討している。

委員長： 例えば、40人の候補者が選任手続に出頭した場合、その中から質問手続を経て辞退が認められた人を除き、裁判員6人と補充裁判員数名を選任することになるが、多くの人が不選任なので、そのまま帰宅する。確かに審理が始まるのは遅くなるが、当庁管内において、40人が朝早くから来庁するのは大変である。

委員： 審理時間の短縮という観点では、事前に公判前整理手続を踏まえて、争点を明確にした上、効率的な証拠調べを行うことを検討している。

委員： 審理時間短縮のために、検察官が請求する証拠も従来より大幅に圧縮するつもりでいる。今述べられたとおり、公判前整理手続で十分に争点を絞り込んで、争点中心主義の公判に努めたい。そういう意味では、なるべく裁判員に負担をかけないような主張及び立証を検察庁において考えていきたい。

委員： 弁護人の立場としては、できるだけ裁判を迅速にして、裁判員に負担をかけないということは良いのだが、あまりに迅速性を強調する余り、きめの細かい審理がないがしろにされないかという心配はある。

委員： 不選任の候補者が即日帰宅する場合、片道3時間の運転が限界ではないか。午前9時に出発して、昼食を済まし、午後1時に出頭する。不選任決定が午後3時にされるとしたら、再び運転して家に帰宅するのは午後6時となる。この程度が常識の範囲だと思う。

委員： 約70パーセントの人が車を利用すると回答しているアンケート調査の背景としては、当庁管内は非常に広範囲で、JRが通っている場所がそれほどないこと、バスとJRの乗り継ぎが時間的にうまく連結してい

ないことが考えられ、車を利用したいと考えるのが普通であろう。

委員： 裁判所は、出頭の際、公共交通機関を使うように広報している。都市部においては、駐車場もないので、公共交通機関を利用することで良いが、管轄区域が広大な当庁では、公共交通機関の利用を建前としてしまうと、時間がかかるので辞退するというような候補者が現れると思うので、きめ細かく精査した運用が求められる。

委員長： 当庁においては、管内の実情を踏まえ、候補者全員が車で来庁した場合でも受け入れができるように駐車スペースを確保する。

ただ、冬は路面凍結等により、交通事故が発生する危険性が高くなるので、裁判所としては、できる限り、候補者には公共交通機関を利用してもらった方が良いと考えている面もある。

委員： 当庁の実情から、車を利用する人が多くなるのは理解できる。裁判所では、候補者の負担を減らすという観点から、必要最小限の人数を選任手続に呼び出す方向で、現在検討を進めている。

委員長： 次に、日当についてのご意見を伺いたい。裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（以下「裁判員規則」という。）7条2項において、日当の額は、裁判員及び補充裁判員については1日当たり1万円以内、選任手続に出頭した候補者については1日当たり8000円以内において、それぞれ裁判所が定めると規定されている。具体的な金額については、裁判体が決めることとなる。

委員： 1万円以内ということは、早めに終了したら7500円になったりするののか。

説明者： 実際には選任手続にかかる時間、審理又は評議などの時間、宿泊が必要な場合、宿泊するために専ら旅行する時間などがあるので、それぞれ総合的に考慮して、ある程度の基準を裁判所が決めることになると思う。

委員： 資料を見ると、日当は報酬ではないとある。

委員長： 日当は、国民の義務として、裁判所に来て、職務に従事するために生じた諸雑費等の一定の損害を補填するための補償金であると考えられている。

委員： 2泊3日、1泊2日になるといった場合の日当や宿泊料について、何か規定はあるか。

説明者： 基本的には、裁判員規則6条ないし9条で旅費、日当及び宿泊料について定められている。宿泊料については、当庁においては1泊7800円である。日当については、先ほど述べたとおり、これから更に細かいいろんな条件、要件を踏まえ、ある程度基準が定められていくと思う。

委員長： 午前と午後に裁判に携わった裁判員については、1日当たり1万円という前提で議論しても差し支えない。ただし、裁判員規則で1万円以内と定めている以上、それ以上支給することはできない。一般的な感覚では、1万円という金額はどうか。

委員： 普通なら1万円が良いと思うが、例えば、漁師の場合、繁忙時期は、日当をもらうより、仕事をしていた方が収入が良いので、色々と理由をつけて出頭しないかもしれない。

委員長： 繁忙時期には辞退を認め、漁のない時期に参加してもらうというように、時期的な配慮はできることになっている。

委員： 酪農家が牛のヘルパーを頼むと、相場では1万3000円から1万4000円の費用がかかるらしい。これでは日当をもらっても赤字になってしまう。

委員： 日当の性質が諸雑費等の損害補填であるなら、1日1万円は高い様な気がする。私は釧路町に住んでるが、車で20分程度で当庁に来ることができるので、諸雑費もそれほどかからない。

ただ、1万円が高いか安いよりも、候補者が8000円、選任された裁判員が1万円ですら2000円しか差がないことが、裁判員の負担を考

えると疑問である。

委員長： 裁判員と候補者の日当の差について，選任手続が短時間で終了したような場合，候補者に対する日当の金額は，8000円の範囲内で適宜調整されることとなり，自ずと候補者と裁判員の日当の差は広がることとなる。

委員： 日当等について，裁判員規則で上限が決められているのであるから，むしろ，短時間で手続を終了するなど，運用面で工夫していくことで，日当等が安いという問題は解決できると思う。

委員長： 実態に合っていないという指摘があった旅費についてはどうか。

説明者： 旅費は，大まかに言うと，最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の例により計算することになっている。例えば，旅費の計算としては，自宅から最寄りのJR駅までの路程賃（1キロ37円），JRを利用して釧路駅までの鉄道運賃，釧路駅から裁判所までの路程賃を払うことになる。自宅から裁判所まで車で来た人にも，公共交通機関を利用した計算で算出された金額を支払うことになる。

委員： 車で来ても，公共交通機関で旅費を算出するようだが，途中で事故が起きた場合，公共交通機関を利用せずに車を利用した場合でも，国家公務員の災害補償を受けられるのか。

説明者： そのような場合でも補償を受けることができる。

2 辞退事由の判断において参考となる事由について

委員長： 裁判所としては，国民の意見を反映するため，裁判員裁判に是非とも参加してほしいと考えている。そこで，職業上，家庭上又は社会上，国民が抱えている問題をどのように辞退事由に反映させていくかが大きな問題となる。この運用を誤ると，制度が一人歩きして，誰も協力してくれないということになりかねない。特に，当庁では，遠隔地も多く，農

業，酪農業，漁業等の1次産業従事者も多いので，季節的要因等をどのように辞退事由に反映させるかを検討していかなければならない。

先ほど，話になった酪農家は，裁判員裁判に参加するのが難しいのか。実情をお聞きしたい。

委員： 酪農家が，1週間から10日前位に呼出しを受けた場合，積極的に参加する意思があれば，スケジュールを組むし，その意思がなければ，忙しいとして断ることとなると思う。

また，ほとんどが夫婦で作業をしており，夫が参加した場合，妻が大変になる。どちらかというところ，夫よりは妻の方が参加可能だと思う。

委員長： 例えば搾乳の時間とえさを与える時間，その他牛の世話に必要な時間等があると思うが，朝にすべて済まして，午後から裁判に参加することはできるのか。

委員： 酪農家の朝は搾乳とえさを与え，朝食は8時頃となる。その後，獣医，授精士の仕事が入ったりするので，搾乳が終われば何とかなるという訳ではない。だからヘルパーを頼むという話になってくるのである。

委員長： 例えば，農協の仲介により，酪農家同士で相互に援助し合うことは難しいのか。

委員： 昔は相互援助があったのだが，現在は農家も規模が大きくなってきているので，そういうことはしなくなった。

委員長： 漁業はどうか。

委員： 例えば11月にはししゃも漁があり，この時期にししゃも漁師が呼出しを受けたら参加できないだろう。ししゃも漁はいつ船が出るか分からないし，漁が20数日で終わるので，漁師にとって1日の機会を失うことは大変なことである。昆布漁であれば，昆布を採取する期間は参加できないが，干す期間であれば参加できると思う。このように漁業の種類によって参加できる季節が異なるので，具体的な事情を聞かなければ分

からない。

説明者： 名簿記載通知に同封される調査票において、裁判員となるのが特に難しい特定の月がある場合、2か月を上限として、予め辞退を申し出ることとはできるようになっている。

調査票とは、1年に1回の名簿記載通知と同時に候補者に送付されるものである。その後、候補者に対し、選任手続呼出状を発送する際、事前質問票を同封する。その質問票に更に具体的な事情を記載してもらうこととなる。そして、質問票の内容を工夫することで、具体的な事情をより細かく聴取できるような方策を検討している。

委員長： 報道関係者は裁判員裁判に参加できるかどうか。

委員： 報道関係者は、裁判員裁判に興味があるので、参加すると思う。

委員： 報道関係者は、自ら関心を持って、裁判員制度の報道をしているので、組織としても全面的に協力する。

委員長： 公務員はどうか。

委員： 個別的な事情はあるかもしれないが、基本的には協力していく。

委員： 環境的にも参加しやすい環境にあるし、積極的に参加すると思う。先日、行われた模擬裁判の裁判員役の希望者を職員に募ったところ、相当数の希望者がいた。

委員： 教育委員会では、早くに校長会に制度情報を流し、指導している。教師が参加する際は代替教師で補ったり、校長が参加するときは教頭が代理になると思う。

委員長： 評議の内容等には守秘義務があるが、一般的に教師が裁判員を経験して、生徒にそれを話すことで、良い教育につながるのではないか。

委員： そう思う。既に模擬裁判の授業を実施している学校もある。

委員： 大学においては、学生は辞退できるので、辞退すると思う。教官は参加するかどうか分からないが、入試の時期の参加は難しいと思う。

話題を戻してしまうが、遠隔地、特に冬季の交通事情の問題を解消する意味で、幼稚園の送迎バスのように各所を回るようなことは検討できないか。あるいは、当庁管内があまりにも広範囲ということであれば、いくつかのブロックで選任手続を実施することを検討する余地はないものか。

委員長： 法律上、選任手続をブロック分けして実施することはできない。

送迎バスについては、裁判員法上、候補者を特定するに足りる情報を公にしてはならないので、候補者に一か所に集まってもらい、アナウンスをして、送迎バスに乗るように誘導することは難しいと感じる。

委員： 例えば、札幌から釧路に単身赴任している人で、選挙権が札幌にあるとする。そして、札幌地裁で候補者に選ばれた場合、辞退事由となるのか。

説明者： 辞退を希望する場合、裁判員法上、管轄区域外に居住するということが辞退事由に該当するので、辞退が認められる。又、辞退することなく釧路から赴く場合には、旅費や宿泊費が支給されることとなる。

委員長： 主婦や母親の立場から、裁判員裁判に参加するために支障となるような問題はあるか。

委員： 身体的な支障等により、辞退を希望する人もいるかもしれないが、精神的に活動している人については、喜んで参加すると思う。

委員： 私は、色々な団体の人と接する機会があるが、外に出て活動している人は、比較的、裁判員制度について理解をしており、裁判員裁判に参加できるという人が多い。ただ、家にいることが多い専業主婦に対しては、もっと裁判員制度について宣伝していかなければならないと思う。

委員長： 建築設計事務所はどうか。

委員： 釧路の設計事務所は、大体2、3人又は個人で経営しているところが多く、裁判員裁判に参加することには及び腰になっているのが実情であ

る。また、仕事を持っている担当者は非常に多忙であり、1日も空けることができない状況に置かれていることが多い。ただ、法律上、国民の義務として位置づけられているならば、環境作りや啓蒙をしていかなければならないが、実情としては厳しいところがある。

委員長： 6週間前に呼出状を受け取っても、日程の都合がつかないか。

委員： 1, 2日であればよいのだが、3, 4日となるとそうもいかない。私自身、1週間ほど用事で仕事を休んだとき、その後、仕事が途絶えたという経験がある。時期的な問題もあり、冬季等の忙しくない時期なら良いが、繁忙期に3日間空けるのは苦しい。

3 会社、団体における裁判員裁判参加のための休暇制度について

委員長： 裁判所では、各企業や団体に対し、特別休暇の整備を依頼しているところである。それぞれの委員の職場ではどのようになっているか。

委員： 私の職場では、欠務が全日にわたった場合は有給休暇として取り扱い、欠務が全日にわたらなかった場合は、欠務した時間を勤務したものとみなすことになった。

委員： 取得実績についてはまでは把握していないが、民事事件出廷のための特別休暇の規定があるので、それと同じ運用となる。

委員： 職務専念義務免除規定があるので、それに基づいて裁判所の出廷については特別休暇扱いとなる。

委員： 学生が参加を希望する場合、出欠について検討していかなければならないという認識は持っている。

委員： 現在特別休暇制度は整備していない。実際に制度がスタートしてから工夫していくと思う。

委員： まだ特別休暇制度の規定はないが、改定をするとき盛り込もうと思ってる。

4 環境整備（一時保育，介護施設）の状況について

委員長： 育児，介護を抱える人に対する環境整備はどのようになっているか。

説明者： 一時保育について，釧路市民については，一時保育事業を実施する保育施設の利用及び釧路市社会福祉協議会で実施している「子育てサポートセンターすくすく」の利用が可能である旨，釧路市から回答を得ている。しかし，釧路市民以外の人については，現段階で，一時保育事業を実施する保育施設を利用できない。保育料等の負担軽減の観点から，保育施設を利用できるよう，更に釧路市に協力を依頼しているところである（注記：後日，釧路市民以外の人についても，釧路市の協力が得られ，一時保育事業を実施する当庁最寄りの保育施設の利用が可能になった。）。

介護施設については，当庁管内において，ほとんどの市町村がいわゆるショートステイと呼ばれている短期間の宿泊に応じることができる状態にある。今後，市町村と更に確認作業等を行い，介護サービスの利用を望まれる候補者等に対する情報提供の準備を行っていく。

委員： 障害のある人が裁判員裁判に参加するとき，どういう環境整備，配慮をしてもらえるのか。

説明者： 当庁の構造はバリアフリーである。また，車いすを常備し，裁判所職員で移動をフォローする態勢も整えている。

視力に障害がある場合には，裁判体が配慮しながら説明することとなる。手話通訳が必要なときは通訳人を依頼する態勢を整えている。

委員： 障害のある人が当庁に出頭する際に付き添った介助者に対し，旅費や日当は支給されるのか。

説明者： 障害のある人が裁判所に赴くまで，例えばタクシーを利用するような場合，やむを得ない事由として，代金を負担することになる。その他，色々な配慮が必要となれば，適切な対応をするつもりである。事前に裁

判所に連絡をもらいたい。

委員長： 本日は、多くの意見を述べていただき、感謝している。伺った意見を参考にしながら、更に検討を続けたい。